

多摩市地域自立支援協議会 令和元年度第1回 会議録

日 時	令和元年6月10日(月) 18:00~20:00	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	市川、植草、岡崎、北山、木村、近藤、田川、堀江、松下、森田、吉井、渡辺	
	障害福祉課 (事務局)	小野澤部長、松本課長、相良主査、曾山主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	澤田、清水、野宮	
記録者	事務局		
項目	1. 開会 2. 健康福祉部長挨拶 3. 委員自己紹介 4. 会長・副会長の選任 5. 多摩市地域自立支援協議会の会議運営に関する事項の確認 6. 議題 (1) 今年度の地域自立支援協議会における議題について (2) (仮称)多摩市障がい者差別解消条例について 7. 閉会		
詳細			
1. 開会	～開会～		
2. 健康福祉部長挨拶	～部長挨拶～		
3. 委員自己紹介	～委員自己紹介～		
4. 会長・副会長の選任	事務局より吉井委員を会長に推薦。参加委員の承認を得て、会長は吉井委員に決定。副会長に木村委員が立候補。参加委員の承認を得て、副会長の一人目は木村委員に決定。もう一人の副会長は森田委員に決定。		
5. 多摩市地域自立支援協議会の会議運営に関する事項の確認	事務局より、会議運営に関する事項の確認。 ① 会議時間について。原則1回の会議について2時間を限度とする。 ② 会議の記録について。会議の記録は要点筆記とし、事務局が作成する。記録作成のため、原則として会議は録音する。記録の確認は次回会議の前までに委員に送付し、次回会議において了承を得るものとする。 ③ 会議の公開について。会議は原則公開とし、傍聴人の資料は閲覧とする。		

<p>6. 議題</p> <p>(1) 今年度の地域自立支援協議会における議題について</p> <p>(2) (仮称)多摩市障がい者差別解消条例について</p>	<p>④ 会議の発言について。発言の際はマイクを使う。発言の都度、所属と名前を名乗る。曖昧な表現は控え、発言の趣旨がわかるように完結にまとめる。</p> <p>②について、会長の提言、委員の調整意見により、会議の記録は会議後、原則 1 ヶ月以内に委員にメールで送付することが決定。</p> <p>事務局より、今年度の地域自立支援協議会における議題について確認。</p> <p>① 多摩市地域自立支援協議会の確認</p> <p>② 平成 30 年度の開催状況の確認</p> <p>③ 令和元年度の開催日の確認</p> <p>④ 今年度の議題</p> <p>(1) (仮称)多摩市障がい者差別解消条例について</p> <p>(2) 地域生活支援拠点等について</p> <p>(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>以上の確認を行った。委員からの意見は特になし。</p> <p>【事務局】</p> <p>第一章の「目的」「定義」、第二章「差別の禁止」について多摩市では市民にわかりやすく理解しやすいものとなるよう内容を深めていく。</p> <p>第三章「合理的配慮等」については具体的事象を生活の分野ごとに細かく羅列して定めるのではなく、ある程度まとめたものを定める方針。</p> <p>第四章「相互理解の促進」では互いに理解を深めるよう啓発を行うという内容を定める。</p> <p>第五章「差別に関する相談体制」について本日で意見をいただきたい。第 10～14 条は他の市でもほぼ同じ文言で書かれている。第 15 条「調整委員会」は各市で異なるのでこちらについて意見をいただきたい。</p> <p>● 条例の文言について委員から出た意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 11 条第 2 号、第 10 条第 1 号の「関係者」という書き方はかなり広い。「関係者」をもう少し明確にすべき。</li> <li>・ 第 10 条第 4 号に、相談支援事業者と同条第 2 号各号の全部又は一部を委託とあるが、相談支援事業者を利用している人が対象になるのか、全く利用しない人も対象になるのか。障がい者の定義まででいたる。また、全部または一部の委託とは具体的にどういう意味か。</li> </ul> <p>→(事務局の回答) 相談支援事業者を利用している人でないと使えない、という意味ではない。今のところ委託は考えていないが、今後そういう可能性が出てきても対応できる</p>
--	--

ように載せている。

●調整委員会について委員から出た意見

- ・自立支援協議会を活用するのではなく、新たに設置するべき。
- ・弁護士は入るべき。
- ・当事者を代弁する家族や介護者の役割もその場にいるのが重要なポイントと思う。
- ・専門性が必要なので、他の自治体の第三者機関も参考に検討が必要。
- ・多摩市と関係のない事業所の人が含まれた方が良い。
- ・相談内容によって、人数・専門性などを考え調整委員の中から適任を招集できるような柔軟性が必要。

●相談窓口について委員から出た意見

- ・調整委員会までに至る前の相談が多いと思うが、それはどこが受けるか。地域生活支援拠点でも相談体制について検討しているので、その設置時期も踏まえ、そちらの検討とリンクするか。
- ・誰がいつどのように相談を受けるか具体的にイメージできていないと文字面だけになってしまう。
- ・相談業務を事業所に委託するなら委託費の保障が必要。
- ・利用者が事業者で差別されている、地域の人に差別されている、など具体的なイメージが出てこない、どのような相談体制が一番その人たちの声を拾い上げられるのか分からない。
- ・相談窓口は市が認める団体なのか、市のどこかの窓口なのか、もう少し分かりやすくしていかないと、条例を作って終わりで使い勝手がよくない。そうならないようにしたい。
- ・市はただでさえ大変だが、市が窓口になったほうが市民は言いやすい。
- ・相談を受けるところと実際に調整するところは別にして、相談を受ける人が具体的な組織に繋ぐ形でも良いと思った。
- ・事実の確認調査はどんな調査をするのか、書式を含めて具体的なものがないと厳しい。相談に乗る人たちへの研修もないと、相談の乗り方もバラバラになることが危惧される。
- ・虐待の相談とのすみわけ。虐待も差別の1つのような気もする。
- ・行政の中に相談を集約して最終決断をするところは行政の中にないと、相談を受ける事業所は悩んでしまうので、行政が責任を持ってほしい。
- ・第10条に書かれていることは市がやってくれるから、相談の窓口は通所事業所など身近なところでも良い。窓口をつくらなくても、各事業所の職員が相談体制について熟知しておいて、差別に関する相談があったら市に報告するという体制でも良いのでは。
- ・合理的配慮のような気遣いをすれば解決しそうな問題から、生命とまでは言わなくて

も身体に影響を及ぼすような問題まで、幅がある。相談を受けるには熟練した人の配置が必要。

#### 【会長のまとめ】

相談窓口は、できるだけ拠点を多くというのは意見が一致した。

すでにある相談事業所だけでは相談しにくいという意見もあったので、次回の自立支援協議会に向けてどのように窓口を増やすか意見をいただきたい。

調整委員会については、自立支援協議会ではなく第三者的な機関が良いという意見が多かった。専門性がある人、相談内容による機動性（人数、専門性から適任を収集できる柔軟性）があった方が良い。

関係者の定義をどうするか、障がい者の捉え方というところの確認は必要。

相談窓口は、出向く窓口、相談に来てくれる人の窓口も大切だが、救い上げる窓口も検討が必要。誰がいつどのようにするか。

相談の内容で分類すると、合理的配慮のレベルから、生命の危機にあたるレベル、虐待との境、内容によってどう適任者につなげるかも議論の余地がある。

#### 【委員からの質問】

東京都の条例が制定されている時点で、申し立てするにあたり東京都の条例と多摩市の条例の兼ね合いをどう考えれば良いのか教えて欲しい。市で解決できなかったことを東京都に持ち上げるのか。どういうバランスでやるのか分からない。

#### 【事務局の回答】

多摩市の条例ができた後の申し立てにあたっての東京都条例との役割というのは、本人が東京都に相談するパターンもあるし、多摩市に相談するパターンもある。多摩市がうまく調整できなかったから東京都に相談するというパターンもある。どちらにアセスンを求めるのか、本人がどちらを選ぶかというところによる。

相談員の質が問われるという話、以前受けた研修で、調整が一番重要だと話があった。

「調整」とは、双方の話を聞きながらすり合わせをすること。

相談を受ける職員も、1人だと見解が偏るので、複数人が良いと考えている。

できるだけアセスンにいかないように調整できることが重要。

第10条第4号の「委託」について。委託について可能性を残すために、条例上、最初に記載しておかないといけない。

調整委員会については大人数登録しておいて、出席者は調整できれば良いという意見は考えていきたい。委員について見解が変わるパターンもあるので固定した方が認識が安定するかもしれない部分もある。研修もやっていけば、大人数でも良いかもしれない。色々な手法がある。

事務局としても整理していきたい。

7. 閉会	次回の条例検討委員会にも報告したい。 ～閉会～
-------	----------------------------